

令和5年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日            令和5年 5月10日  
招 集 場 所            隠岐の島町下西78番地2    隠岐の島町役場  
開 会 (開議)            令和5年 5月10日 (水) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名    3番 藤野 定幸 議員    4番 齋藤 則子 議員

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長補佐	半田	耕一
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
総務課長	吉田	隆	施設管理課長	増本	直行
会計管理者	齋藤	和幸	危機管理室長	曾我部	一彦
財政課長	長田	寿幸	水産振興室長	橋本	博志
税務課長	池本	繁樹	都市計画課長	石田	傑
町民課長	和田	美由貴	総務学校教育課長	金井	和昭
保健福祉課長	野津	千秋	社会教育課長	中村	恒一
住民福祉担当課長	広江	和彦	布施支所長	山根	淳
環境課長	原	秀人	五箇支所長	藤野	一
エネルギー対策室長	野津	寿天	都万支所長	近藤	勝志
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	田中	拳

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長    村 上 克 樹                      庶 務 係 長    齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

報告第 1号 令和4年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について

議第 51号 工事請負契約の締結について〔西郷中学校受電設備更新・特別教室空調整備  
工事〕

議第 52号 工事請負契約の締結について〔西郷南中学校受電設備改修・特別教室空調整  
備工事〕

議第 53号 物品購入契約の締結について〔29人乗りスクールバス購入〕

議第 54号 令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和5年第2回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告    9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 会議録署名議員の指名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により3番：藤野 定幸 議員、  
4番：齋藤 則子 議員を指名します。

**日 程 第 2. 会期決定の件**

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

### 日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」から議第54号「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」までの5件を、一括して議題といたします。

### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました5件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、令和5年第2回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについてでございますが、一昨日の5月8日をもって、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけが変更されました。

この変更による国・県の対応方針の変更を受け、わが町におきましても「感染症対策本部」を廃止し、今後の感染状況の変化等に迅速かつ的確に対応するため、「新型インフルエンザ等対策会議」を設置したところです。

今回の感染症防止対策法上での位置づけの変更後におきましても、新型コロナウイルスの病原性や感染力は変わることなく、今後も感染拡大が懸念されるところです。

皆様方におかれましては、引き続き、日常の感染症対策について今後の流行や場面に応じて、三密の回避、うがいなど基本的な感染対策にご理解とご協力をお願いし、招集にあたってのご挨拶といたします。どうかよろしくごお願い申し上げます。

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」ですが、令和4年度予算の道路改良工事等に係る上水道管支障移転につきまして、令和5年度に予算繰越することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議第51号の「工事請負契約の締結について〔西郷中学校受電設備更新・特別教室空

調整備工事]」についてであります。去る4月28日、5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社中電工 隠岐営業所が落札いたしましたので、同社と契約金額7,535万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第52号の「工事請負契約の締結について〔西郷南中学校受電設備改修・特別教室空調整備工事]」についてであります。去る4月28日、5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 早川電機が落札いたしましたので、同社と契約金額5,762万9,000円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第53号の「物品購入契約の締結について〔29人乗りスクールバス購入]」についてであります。去る4月28日、4者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社カーテックス一畑 隠岐店が落札いたしましたので、同社と契約金額949万9,840円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第54号の「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億3,006万9,000円の追加でありまして、補正後の予算額を169億3,006万9,000円とするものであります。

補正の内容は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、ごみ処理事務及び商工業振興事業を計上しております。

以上、5件の諸議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時37分）

（全員協議会開会宣告 9時37分）

#### ○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時02分）

（本会議再開宣告 10時02分）

#### 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

報告第1号議案について質疑ございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、報告第1号議案についての質疑を終わります。

議第 51号議案について質疑ございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、議第51号議案についての質疑を終わります。

議第 52号議案について質疑ございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、議第52号議案についての質疑を終わります。

議第 53号議案について質疑ございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、議第53号議案についての質疑を終わります。

議第 54号議案について質疑ございませんか。

9番：西尾 幸太郎議員。

#### ○9番（西尾 幸太郎）

「移動販売継続支援事業費補助金」についてですが、今回拡充するというので、非常になかなか利益の上げにくい事業だと思いますので、必要な拡充だと思うのですが、今回、新たに拡充した部分に関しての要綱とか規約が定めてあるのか。

#### ○番外（商工観光課長 鳥井 登）

現行の補助制度の中で定めがございますので、これを改定するというかたちで対応したいという風に考えています。

#### ○9番（西尾 幸太郎）

「したい」ということは、現状ここの部分の要綱とか規約というのは「ない」という理解でよろしいですね。本来、こういった予算立てして新たにこういった補助事業の拡充を行う場合には、きちんと議会に対して「要綱」とか「規約」は示すべきかと感じます。

そう思ったのは、現状、実質「移動販売事業」を行っているのが1社になってしまうという説明だったと思うのですが、例えば生協などが行っている事前に注文をして、商品を配達する事業なんかは移動販売に当たるのか、当たらないのか。その辺りはどのようになっていますか。

#### ○番外（商工観光課長 鳥井 登）

生協のやっている事業等も確認いたしました。今のやり方につきましては我々が思うところの移動販売ではないという風に理解しております。

**○9番（西尾 幸太郎）**

本来はその辺りも思う、思わないで移動販売の定義を決めるのではなくて、きちんとこういった条件で移動販売の事業を行うところに対して、「こういった補助金を出しますよ」といった決まりをきちんと決めて、町民の皆さんに明示することによって、自分もそういった補助金があるのであれば、こういった移動販売の事業を始めようかなという風な思いを持つ事業者もおられるのかなという風にも思われますので、こういった要綱、規約に関しては、予算立てする際には一緒に、きちんと議会側に明示をしておく必要があるのではと思うのですが、その辺りの必要性についてもう一度、認識を伺いたいと思います。

**○番外（副町長 大庭 孝久）**

対応のことですので、私の方から答弁させていただきますが、ただ今、西尾議員の言われたことは、その通りだと思っております。今回の場合は空白期間を設けてはいけないということで、現在行っている業者と「どうやったら継続できるか」ということを前提に話し合いをさせていただきました。

そのうえで、先ほど課長からも説明がございましたように「これがすべてではない」と、これから新たな形を模索していかなければならないと、その時には当然、今言われたことは町民の皆さんに「こういった形でどうでしょうか」と、「誰か手を挙げていただけませんか」という形をつくりたいと思いますが、今回の場合は空白期間を設けたくない、継続性を優先したということで予算計上させていただきましたので、その辺をご理解いただきたいという風に思います。

**○9番（西尾 幸太郎）**

終わります。

**○議長（池田 信博）**

他にございませんか。

14番：高宮 陽一議員。

**○14番（高宮 陽一）**

私も買い物弱者について、少し質問したいと思います。

先ほど鳥井課長の方から、全町的な買い物弱者については引き続いて検討するというところで、有難い説明がございましたが、今回の対応は緊急だったということで理解はしているつ

もりです。

ただ一方で、地域の商店がこのことによって売上げが減少しているんだと、税金を使って支援するのは有難いけれども我々も大変だと。こういった話を伺いました。そういったことがありますと、やはり町全体で考えれば、この移動販売と地域の商店がお互いに生き残っていくということを総合的に考えるべきではないかと。あまり言うとは一般質問になってしまいますが、今後の検討の中でしっかりと商工会と相談、協議をしながら、そういった体制ができればいいかと感じております。そこら辺りの課長の考えを伺いたと思います。

#### ○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

同様のご意見を常任委員会等でもいただいております。地域で頑張ってお店を営んでいる小売店の皆さま、仕入価格、電気代の高騰など大変厳しい経営環境の中で頑張ってお店を営んでいるということで感謝申し上げたいと思っておりますが、地域の商店の皆さまに対しましても、改めて商工会と連携しまして状況確認の調査も実施したいと考えています。また、既存の補助事業もございまして、例えば商店の冷蔵庫などの備品購入等にかかる補助制度等のほか、今年度からは既存事業者の皆さまを応援するための店舗の魅力化を図るための町独自の補助制度もすでに創設しております。

議員仰せのとおり、移動販売だけが良ければいいという物では決してないと我々も思っております。歩いて行ける生活の範囲の中で店舗があるというのが、本当は一番理想的な姿ではないかなと思っておりますので、いろんな手法をミックスしてトータル的な形での対応を考えていかなくてはならないと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○議長（ 池 田 信 博 ）

他にございませんか。

13 番：石田 茂春議員。

#### ○13番（ 石 田 茂 春 ）

課長、私はちょっと考え方が違うんですわ。この移動販売というのは非常に地域によっては重宝しているのですわ。ここで月額30万円というのは、どこからこの数字が出てきたかと私は思っています。私は30万円というのは少ないと思うのです。長くやっていただくためには、月額45万円とかいうかたちで。これ予算額を見ると3台で1人1台ずつで、そうしますと10万円ぐらいの人件費かなと思う。私はそうじゃなしに、「その人の人件費の7割か8割は補助します」という形でやって、そのかわり頑張ってくださいということで、これ急遽止めたら買い物弱者は困りますよ。もう少し、その辺を30万円じゃなしに45万円にとか、という考

えはなかったのですか。

**○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）**

今回の30万円の根拠でございます。移動販売のこの事業に関わる車が3台あるのですが、ドライバーということではなくて、トータルで采配というかコントロールをする管理的業務を担う職員が1人いらっしゃいます。そういった辺りを事業者と数字を見せていただきながら、職員1名分の人件費相当額として設定を考えたところですが、金額の根拠ですが、国が調査したもので「令和4年賃金構造基本統計調査」というものがございまして、そこに島根県の卸売業・小売業の何歳の方はこれぐらいというデータがございまして、資料はお付けしていませんが「早見表」があります。ここに29万4,000何がしという定めがございまして、これを参照し決定いたしましたところでございます。

**○13番（ 石 田 茂 春 ）**

根拠は分かったのですが、それでしたら先ほど課長が言われた管理業務を行う人1名、ドライバー3名、計4名の人件費の何割を補助しましょうとかいう考えでやれば、もっと頑張っていたのではと私は思うのです。今更、あーだこうだ言っても始まらないですが、今後ともそういう検討をして、7割、8割を補助をするから長続きして頑張っていたきたいとして、やっていただきたいですわ。

**○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）**

事業者と数字の話もしながら、根拠は先ほどの説明のとおり定めたところでございますが、状況も、推移をリアルタイムで把握しながら検討してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

**○議長（ 池 田 信 博 ）**

他にございませんか。

12番：前田 芳樹議員。

**○12番（ 前 田 芳 樹 ）**

緊急事態状態で外販車に対する支援策というのは分かります。先ほど来、既存店に対して支援措置を検討していくという説明がありましたが、この外販車が「既存店の半径300メートル以内では販売行為をしない」という約束が一番最初にあったと思うが、現状では150メートルぐらいの所で行っている箇所があって、その個人商店の方が急激に今、売上げが減少している。商品棚には商品が日に日に減ってしまっている状態もあるわけです。ですから、外販車に対する支援措置に比較して、既存店の存続は地域住民にとっては非常に大切だと思



いますから、相応の個人商店への支援策をしっかりと検討していくべきだと思います。

もう一点、「らとこんた」は3月末で廃業したという新聞折り込みだったと。現状この外販車は「らとこんた」と言ってやっているわけですね。その辺の商標の移動というのはどうなっているのですか。

外販車は販売行為をしている時に、ずっと音楽をかけっ放しで「うるさい」という人が結構いるんですよ、だからその辺の規則というのをよく指導されるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

#### ○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

今、いろいろ教えていただきましたことは事業者の方とも、しっかり確認をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。出来るだけリアルに現状を我々も推移を注視しながら、時にはアドバイスもしながら進めてまいりたいと思っております。

商標云々のことにつきましては、確認はしておりませんが、おそらく通称といいますか愛称というか、これで浸透しておりますので、そのまま屋号みたいな形で引き継がれたのではないかと理解しております。

#### ○議長（ 池 田 信 博 ）

他にございませんか。

7番：村上 謙武議員。

#### ○7番（ 村 上 謙 武 ）

私は、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」事業について、伺います。

この対象として、家計急変世帯が含まれていますね、資料12ページでは10世帯が予想見込数として挙がっていますが、私が聞きたいのは、その中で「予期せず家計が急変し、令和5年1月から12月の収入が減少した方の世帯」が対象になっていますが、事業の日程を見ますとこの申請の受付が令和5年10月末となっているが、仮に11月、12月に家計が急変した家庭がおられた場合には、この事業の日程ではカバーされないような感じになりますので、1月から12月という期間は本当にこれでいいのかどうか。日程からすると1月から10月という家計の急変しか対応できないのではないかという風に思っております。その辺のところは如何でしょうか。

#### ○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

私の方から説明をいたします。「予期せず家計が急変し」ということでございますので、住民税の課税世帯であって、かつ当年度の収入状況が思わぬ失業だとか、そういったことに

よって1年間の見通しの収入の減少に対して、家計急変世帯という考え方で政府も示しているところであります。その見込みの数値として、12月までの1年間の見通しの中での判定ということでございますので、②の書きぶりのところにつきましては、1月から12月とさせていただきます。

**○7番（村 上 謙 武）**

私が質問したのは、もし仮に11月、12月に何らかの理由で家計が急変した場合、この事業の日程ではカバーできないのではないかという風に思っています。見込みが10世帯ですから少ないケースなんですけど、この1月から12月というのは国で決まっているのですか。どうですか。

**○番外（住 民 福 祉 担 当 課 長 広 江 和 彦）**

国の方では、この1年間の収入の減少の見通しというところでしておりますので、このようになっているところでございます。11月の時点において、非常に急に家計が急変し、かつ手前の1月から10月までの収入の減少を含めて住民税非課税世帯となるような事情が生じておれば、この11月の段階までのところで申請いただけるように周知を努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**○議長（池 田 信 博）**

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第54号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時24分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時24分 ）

**○議長（池 田 信 博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時40分 ）

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第51号「工事請負契約の締結について〔西郷中学校受電設備更新・特別教室空調整備工事〕」から、議第54号「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」

までの4件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第51号「工事請負契約の締結について〔西郷中学校受電設備更新・特別教室空調整備工事〕」から、議第53号「物品購入契約の締結について〔29人乗りスクールバス購入〕」までの3件について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第51号から議第53号までの3件は、原案のとおり「可決」されました。

次に、議第54号「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第54号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

ここで本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 10時42分 )

( 全員協議会開会宣告 10時42分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 11時10分 )

( 本会議再開宣告 11時10分 )

ここで、暫時休憩いたします。

( 本会議休憩宣告 11時10分 )

**○副議長 ( 西尾 幸太郎 )**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 11時40分 )

先ほど、池田 信博議長から「議長辞職願」が提出されましたので、議長に代わり議事を進行させていただきます。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

**追 加 日 程 第 1. 議 長 辞 職 の 件**

「議長辞職の件」を議題いたします。

地方自治法第117条の規定によって、池田 信博議長の退場を求めます。

( 池田 信博議長 退 場 )

お諮りします。

池田 信博議長の「議長辞職」を許可することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、池田 信博議長の「議長辞職」を許可することに決定しました。

池田 信博議員の入場を許します。

( 池田 信博議員 入場・着席 )

池田 信博議員にお伝えいたします。あなたから提出のありました議長の「辞職願」につきましては、許可されました。

ここで、池田 信博議員から発言が求められておりますので、これを許可します。

自席にてお願いします。

## ○16番（池田信博）

2年間微力ながら一生懸命務めたつもりでございます。皆様のご協力のおかげで今日に至っております。本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。

## ○副議長（西尾幸太郎）

以上で、「議長辞職の件」を終わります。

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声確認 ）

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、会議進行の都合上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 1時4 3分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 1時4 3分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 1時4 4分 ）

（ 本会議再開宣告 1 1時4 4分 ）

## 追 加 日 程 第 2. 議 長 の 選 挙

「議長の選挙」を行います。

議長の選挙には「指名推選」による方法と「投票」による方法がございます。

如何いたしましょうか。

11番：安部 大助議員。

## ○11番（安部大助）

私個人的には、出来たら「指名推選」をお願いしたいと思います。いつもでしたら「投票」でこのまま無記名で書かれると思うのですが、皆様ご存じのとおり「指名推選」の場合ですと、例えば私がここである方を「推選」しますということをおっしゃって、他の方を推選される方がおられたら、その方はまた違う方を「推選」するということになると思います。そうすると自然的に「投票」という形になるのは皆様ご存じだと思いますけれども、その辺をしっかりと見える形ですていければいいかなと思っておりますので、個人的には「指名推

選」でお願いしたいと思っております。

**○副議長（西尾幸太郎）**

15番：米澤 壽重議員

**○15番（米澤 壽重）**

この議長・副議長選挙に関しては、私ども従来議会では、そういった「推選」というのは非常に難しい面もありますし、その中できちんと「投票」で選ぶというのが一番良いのではないかと私は考えます。以上です。

**○副議長（西尾幸太郎）**

今、「投票」というご意見がでましたので、この時点で「投票」方式で進めたいと思います。議長選挙を「投票」により行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規定に従い行います。議場の出入り口を閉めます。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただ今の出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番：藤野 定幸議員、4番：齋藤 則子議員を指名いたします。

「投票用紙」を配ります。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

被選挙人の氏名をフルネームで記載されますようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に「投票」をお願いします。

（ 事 務 局 長 が 議 席 番 号 及 び 氏 名 の 点 呼 ）

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

藤野 定幸議員、齋藤 則子議員は、「開票」の立会いをお願いします。

( 開 票 )

選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票、内有効投票 14 票、内無効投票 2 票、有効投票の内、池田 信博議員 9 票、安部 大助議員 1 票、西尾 幸太郎議員 2 票、菊地 政文議員 1 票、岡田 智子議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、池田 信博議員が議長に「当選」されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議 場 閉 鎖 解 除 )

ただ今、議長に当選されました 池田 信博議員が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、「当選の告知」をします。

ここで当選人の発言を求めます。演台にてお願いします。

( 当 選 承 諾 )

## 1. 新議長就任の挨拶

### ○16番 ( 池 田 信 博 )

ただ今の結果を真摯に受け止め、議長としての責任を果たしていきたいと、このように思っております。私これで3回目でございますが、回数等いろいろ言われる方もおったというのも事実と受け止めております。少数意見も大事にしながら、しっかりと任期を果たしていきたい。このように思いますので、どうか皆様のご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

### ○副議長 ( 西 尾 幸 太 郎 )

以上で、「議長の選挙」を終わります。

それでは、池田 信博議長は議長席にご登壇ください。

( 議 長 登 壇 )

**○議長（池田信博）**

先ほど、西尾 幸太郎副議長から「副議長辞職願」が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

**追 加 日 程 第 3. 副 議 長 辞 職 の 件**

「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、西尾 幸太郎副議長の退場を求めます。

( 西尾 幸太郎副議長 退 場 )

お諮りします。

西尾 幸太郎副議長の「副議長辞職」を許可することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、西尾 幸太郎副議長の「副議長辞職」を許可することに決定しました。

西尾 幸太郎議員の入室を許可します。

( 西尾 幸太郎議員 入室・着席 )

西尾 幸太郎議員にお伝えいたします。あなたから提出のありました副議長の「辞職願」につきましては、許可されました。

ここで、西尾 幸太郎議員から発言が求められておりますので、これを許可します。

自席にてお願いします。

**○9番（西尾幸太郎）**

2年間若輩ものながら、皆様のご協力があつて副議長の任を務めることができました。

皆さんありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

**○議長（池田信博）**

以上で、「副議長辞職の件」を終わります。



ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、会議進行の都合上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 12時10分 )

( 全員協議会開会宣告 12時10分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 12時11分 )

( 本会議再開宣告 12時11分 )

#### **追 加 日 程 第 4 . 副 議 長 の 選 挙**

「副議長の選挙」を行います。

選挙は、「投票」で行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規定に従い行います。

議場の出入り口を閉めます。

( 議 場 閉 鎖 )

ただ今の出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番：藤野 定幸議員、4番：齋藤 則子議員を指名いたします。

それでは、「投票用紙」を配ります。

( 投 票 用 紙 の 配 付 )

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

被選挙人の氏名をフルネームで記載されますようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に「投票」をお願いします。

( 事務局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

藤野 定幸議員、齋藤 則子議員は 開票の立会いをお願いいたします。

( 開 票 )

選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票、内有効投票 14 票、内無効投票 2 票、有効投票の内、西尾 幸太郎議員 1 票、菊地 政文議員 1 票、村上 謙武議員 2 票、大江 寿議員 9 票、岡田 智子議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

したがって、大江 寿議員が副議長に「当選」されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議 場 閉 鎖 解 除 )

ただ今、副議長に当選されました大江 寿議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、「当選の告知」をいたします。

ここで当選人の発言を求めます。演台でお願いします。

( 当 選 承 諾 )

## ○6番 ( 大 江 寿 )

ただ今、副議長の職を仰せつかりました大江でございます。

しっかりと議長をサポートしていきたいと思っております。これからもよろしくお願ひいたしま

す。

### ○議長（池田信博）

以上で、「副議長の選挙」を終わります。

ここで、本会議を休憩とし、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 12時20分）

（全員協議会開会宣告 12時10分）

### ○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 14時41分）

（本会議再開宣告 14時41分）

お諮りします。

常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5から第7として、直ちに各委員の選任を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

よって、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の選任を日程に追加することに決定いたしました。

### 追加日程第5. 常任委員会委員の選任

「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔総務教育民生常任委員会（7人）：岡田 智子議員、田中 一隆議員、大江 寿議員、村上 謙武議員、池田 賢治議員、前田 芳樹議員、高宮 陽一議員〕

〔産業建設常任委員会（8人）：牧野 牧子議員、藤野 定幸議員、齋藤 則子議員、菊地 政

文議員、西尾 幸太郎議員、安部 大助議員、石田 茂春議員、米澤 壽重議員 ]

[ 広報広聴常任委員会 (5人) : 牧野 牧子議員、藤野 定幸議員、大江 寿議員、村上 謙武議員、安部 大助議員 ]

ここで、各委員会の正副委員長を互選する委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

( 本会議休憩宣告 14時43分 )

## ○議長 ( 池田 信博 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 15時06分 )

各委員会より報告のあった、正副委員長の互選結果について報告をいたします。

総務教育民生常任委員会 : 委員長 岡田 智子議員、副委員長 前田 芳樹議員。

産業建設常任委員会 : 委員長 菊地 政文議員、副委員長 牧野 牧子議員。

広報広聴常任委員会 : 委員長 藤野 定幸議員、副委員長 村上 謙武議員。

以上、報告を終わります。

## 追加日程第6. 議会運営委員会委員の選任

「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

[ 議会運営委員会 (5人) : 岡田 智子議員、菊地 政文議員、石田 茂春議員、高宮 陽一議員、米澤 壽重議員 ]

## 追加日程第7. 特別委員会委員の選任

「特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

竹島対策特別委員会委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第3項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任すること決定いたしました

[竹島対策特別委員会(6人):大江 寿議員、西尾 幸太郎議員、安部 大助議員、前田 芳樹議員、石田 茂春議員、米澤 壽重議員]

ここで、各委員会の正副委員長を互選する委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

( 本会議休憩宣告 15時08分 )

### ○議長(池田信博)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 15時13分 )

各委員会より報告のあった、正副委員長の互選結果について報告をいたします。

議会運営委員会:委員長 高宮 陽一議員、副委員長 石田 茂春議員。

竹島対策特別委員会:委員長 西尾 幸太郎議員、副委員長 安部 大助議員。

以上、報告を終わります。

お諮りします。

隠岐広域連合議会の議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに隠岐広域連合議会議員の選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、隠岐広域連合議会議員の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

### 追加日程第8. 隠岐広域連合議会議員の選挙

「隠岐広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

隠岐広域連合議会の議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定によって、「指名推選」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、選挙の方法は「指名推選」で行うことに決定いたしました。

指名については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会議員につきましては、5番：田中 一隆議員、7番：村上 謙武議員、9番：西尾 幸太郎議員、10番：池田 賢治議員、12番：前田 芳樹議員、13番：石田 茂春議員。

以上、6名を指名いたします。

ただ今、指名いたしました6名を隠岐広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今、指名しました6名の議員が隠岐広域連合議会の議員に「当選」されました。

ただ今、隠岐広域連合議会の議員に当選されました6名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、「当選の告知」をいたします。

当選した議員の発言を順次、自席でお願いいたします。

**○5番（田中 一隆）**

お礼を申し上げます。

**○7番（村上 謙武）**

隠岐広域連合議会議員として、一生懸命頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございます。

**○9番（西尾 幸太郎）**

指名いただきましたので、しっかり仕事をしたいと思います。

**○10番（池田 賢治）**

広域連合の指名いただきましてありがとうございます。前回2年目と引き続きになりますが、また広域連合議会議員として頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

**○12番（前田 芳樹）**

長い間遠慮ばかりしてきましたが、今回指名していただきましてありがとうございました。  
職務をまっとうできるよう務めたいと思っております。ありがとうございました。

**○13番（石田茂春）**

この度、議長の方から広域連合に指名いただき、ありがとうございました。基本的には広域連合は4年という風に謳っておりますので、後残された2年間、広域連合発展のために全力を尽くしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

**○議長（池田信博）**

以上で、「広域連合議会議員の選挙」を終わります。

以上をもちまして、本臨時会に提出された議案は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって、令和5年第2回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告      15時17分 ）

以 下 余 白